

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2020.12.26



ファンド・オブ・オールスター・ファンズ

追加型投信／国内／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「ファンド・オブ・オールスター・ファンズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年12月25日に関東財務局長に提出しており、2020年12月26日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産額:16兆2,550億円
(2020年9月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客様専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、日本株運用で実績のある運用会社が運用を行う複数のファンドへ投資を行うことにより、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



日本株運用で実績のある運用会社を選定

- 日本株運用で実績のある運用会社のファンドマネジャーが、それぞれ独自の運用スタイルで運用することで、ファンド全体のパフォーマンス向上を図ります。

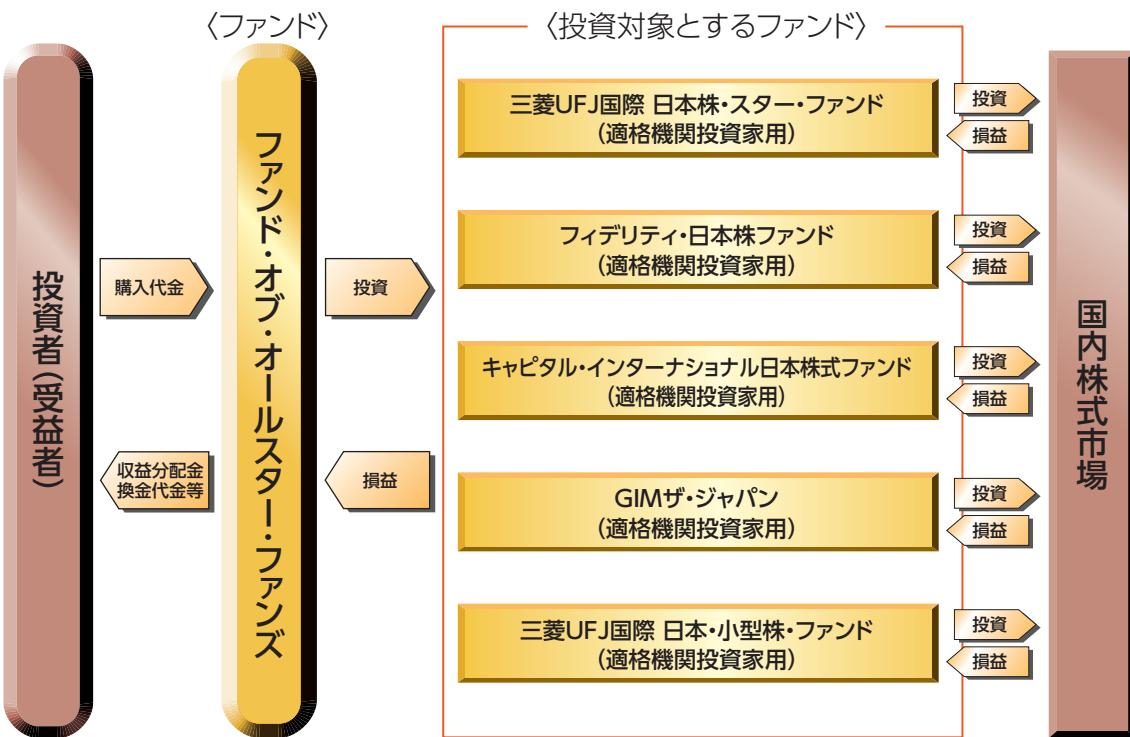


1つのファンドで複数のファンドへの投資が可能

- 各運用会社のファンドをパッケージ化した「ファンド・オブ・ファンズ」です。資産形成の一助として、ワン・パッケージで複数のファンドに投資できる利便性を提供します。

<投資対象とするファンド>

- | |
|--|
| ① 三菱UFJ国際 日本株・スター・ファンド(適格機関投資家用)
(三菱UFJ国際投信株式会社) |
| ② フィデリティ・日本株ファンド(適格機関投資家用)
(フィデリティ投信株式会社) |
| ③ キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド(適格機関投資家用)
(キャピタル・インターナショナル株式会社) |
| ④ GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)
(JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社) |
| ⑤ 三菱UFJ国際 日本・小型株・ファンド(適格機関投資家用)
(三菱UFJ国際投信株式会社) |



- 原則として、資金増減に伴う買付けまたは売付けは、直前の投資比率に基づいて行います。なお、投資対象とするファンドによっては直前の投資比率に基づく買付けができない場合があります。
- 投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持することとします。
- 投資対象とする投資信託証券は見直すことがあります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色
3

各運用会社のファンドは日本企業の株式に投資

- 各社独自の調査・分析により、成長が期待できる日本企業の株式に投資します。

<投資対象とするファンドの運用方針>

①「三菱UFJ国際 日本株・スター・ファンド(適格機関投資家用)」

- 主としてROE、ROA等の指標を用いた定量評価によって組入候補銘柄を抽出し、ボトムアップ・アプローチによる徹底した企業ファンダメンタルズの調査・分析(定性評価)を行ったうえで、最終的な組入銘柄を決定
- 定性評価は、企業の経営資源および経営方針の両面に着目

- ROE(自己資本利益率)とは、Return on Equityの略で、1株当たり当期純利益を1株当たり自己資本で割って算出されます。この数値が高いほど企業の収益力は高いと評価されます。
- ROAとは、Return On Assetの略で、純利益を総資本で割って求められる指標です。企業に投下された総資本が、利益獲得のためにどれほど効率的に利用されているかを表します。

②「フィデリティ・日本株ファンド(適格機関投資家用)」

- 個別企業分析により成長企業を選定し、利益等と比較して割安と思われる株価水準で投資
- 個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査を活用
- ポートフォリオ・マネジャーによる「ボトムアップ・アプローチ」を重視
- ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図る

③「キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド(適格機関投資家用)」

- ・キャピタル(キャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下各社の総称。)のグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選定により超過収益の獲得をめざすボトムアップ・アプローチ
- ・複数のポートフォリオ・マネジャーによる運用体制により、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得をめざす

④「GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)」

- ・日本の産業構造が変化していく中で、利益成長性が高く、株主を重視した経営を行っており、かつこれらの状況を市場が織り込んでいない企業に投資

a. 利益成長性の高い企業

1株当たり利益の将来における成長を予測することにより企業の成長性を捉え、その成長性が高いと判断される銘柄を選別

また、企業の成長性を決定するのは、経営者によるビジネス・モデルの構築と実践であると考え、その企業のビジネス・モデルの効率性を分析・判断し、いかに徹底して実践されているかを検証

b. 株主を重視した経営を行っている企業

企業の成長に対して株主にどの程度の利益配分が行われているかを分析し、利益配分に積極的な企業を選定

c. 上記a..b.を満たし、かつa..b.の状況が株価にまだ反映されていない企業に投資

⑤「三菱UFJ国際 日本・小型株・ファンド(適格機関投資家用)」

- ・原則、JASDAQ上場株式、東京証券取引所第二部上場株式、および東京証券取引所第一部上場株式を中心に投資
- ・小型株式の中から、『成長性が高いと判断される銘柄』を綿密な企業調査により厳選
- ・目標株価への到達もしくは接近、ファンダメンタルズの変化、新規投資候補銘柄との相対比較等を勘案し、組入銘柄は適宜入れ替え

- 上記「投資対象とするファンドの運用方針」は銘柄選定の視点を示したものであり、実際に各ファンドで投資する銘柄が常に上記の各条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

■分配方針

- 年2回の決算時(3・9月の各27日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	三菱UFJ国際 日本株・スター・ファンド(適格機関投資家用)
主要投資対象	わが国の株式(金融商品取引所上場株式等)を主要投資対象とします。 なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。 また、有価証券先物取引等、スワップ取引等を行うことができます。
主な投資制限	株式への投資割合に制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	収益分配は行いません。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2000年9月29日

ファンド名	フィデリティ・日本株ファンド(適格機関投資家用)
主要投資対象	わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。 なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。 また、有価証券先物取引等、スワップ取引等を行うことができます。
主な投資制限	株式への投資割合に制限を設けません。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
分配方針	収益分配は行いません。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)
投資運用会社	フィデリティ投信株式会社
設定日	2000年9月29日

ファンド名	キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド(適格機関投資家用)
主要投資対象	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
分配方針	収益分配は行いません。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)配当込み
投資運用会社	キャピタル・インターナショナル株式会社(キャピタル・インターナショナル・インクにキャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの日本株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。)
設定日	2010年6月29日

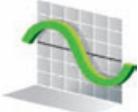
ファンド名	GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)
主要投資対象	GIMザ・ジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)を通じて、原則として株式に投資します。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
分配方針	収益分配は行いません。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)配当込み
投資運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
設定日	2010年6月29日

ファンド名	三菱UFJ国際 日本・小型株・ファンド(適格機関投資家用)
主要投資対象	日本・小型株・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の小型株式に投資を行います。
主な投資制限	株式への実質投資割合に制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
分配方針	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。
ベンチマーク	RUSSELL/NOMURA Small Capインデックス
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2016年6月28日

■ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

(各投資信託証券の共通項目)

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年0.935%(税抜 年0.85%)
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として3・9月の各26日



指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・TOPIX(東証株価指数)配当込みとは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・RUSSELL/NOMURA Small Capインデックスは、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスを構成するインデックスの一つです。RUSSELL/NOMURA Small Capインデックスは、わが国の全金融商品取引所全上場銘柄の全時価総額(時価総額は全て安定持株控除後)の98%超をカバーするRUSSELL/NOMURA Total Marketインデックスのうち、時価総額下位約15%の銘柄により構成されています。
- ・RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスは、Frank Russell Companyと野村證券株式会社が作成している株価指数で、当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は両社に帰属します。なお、両社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

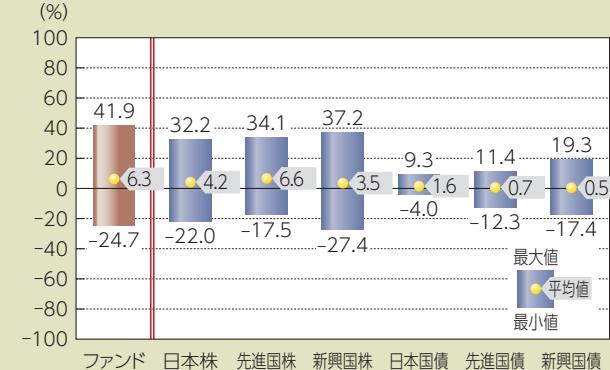
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2015年10月末～2020年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年10月末～2020年9月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

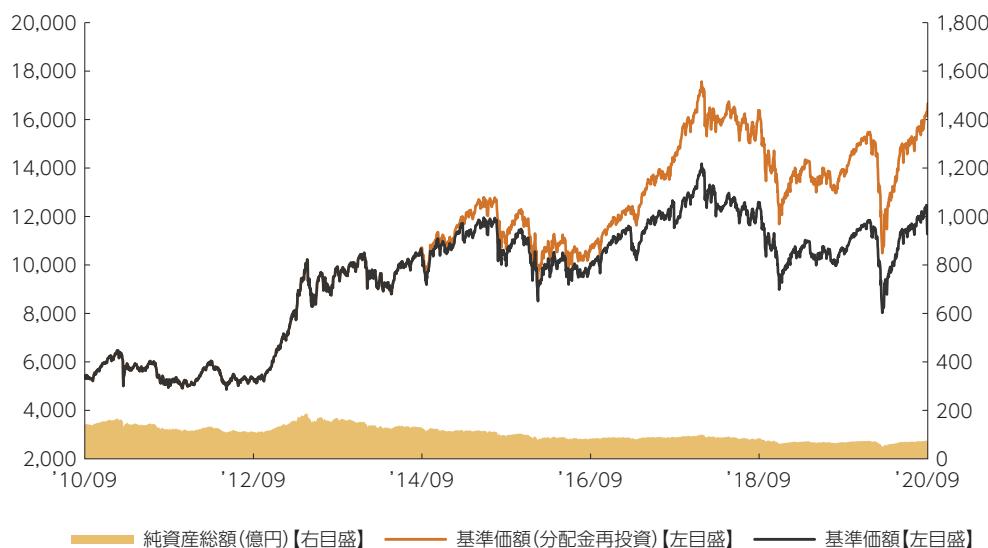
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2020年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2010年9月30日～2020年9月30日



■基準価額・純資産

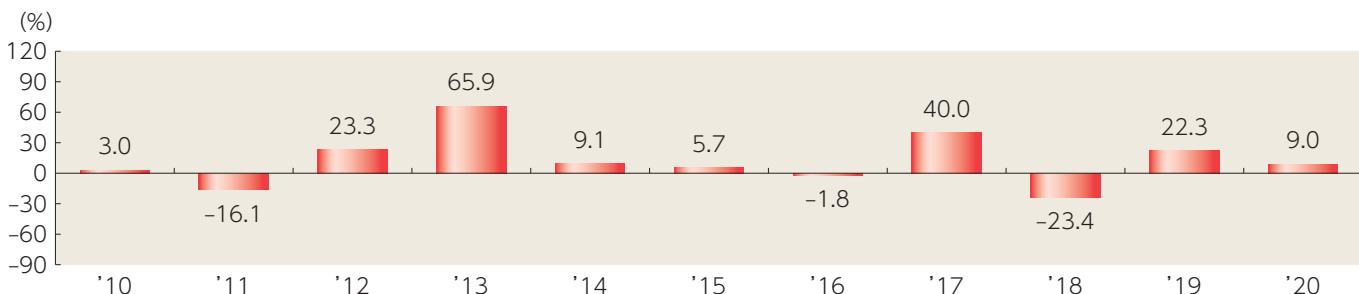
基準価額	11,521円
純資産総額	75.1億円
■分配の推移	
2020年9月	1,200円
2020年3月	0円
2019年9月	50円
2019年3月	0円
2018年9月	100円
2018年3月	500円
設定来累計	5,000円

・分配金は1万口当たり、税引前

・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2020年は年初から9月30日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位(ただし、1万口を上回らないものとします。) 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2020年12月26日から2021年12月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、1顧客1日25億円を超える換金はできません。 また、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
その他	信託期間	無期限(2000年9月28日設定)
	線上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3・9月の27日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	1兆円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係		課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)」および「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容 ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等	
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.3% (税抜 3%) (販売会社が定めます)		
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)				
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額			

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率1.045% (税抜 年率0.95%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。
		支払先 配分(税抜) 対価として提供する役務の内容 委託会社 0.18% ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 販売会社 0.73% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 受託会社 0.04% ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
		※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
	投資対象とする 投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して 年率0.935%程度 (税抜 年率0.85%程度) (運用および管理等にかかる費用)
	実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して 年率1.98%程度 (税抜 年率1.8%程度) ※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax 税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年9月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>